

公開シンポジウム「日韓の教育改革の行方」

1. シンポジウムの概要

2009年7月31日（金）14：00～17：00、京都大学芝蘭会館別館にて、センター主催公開シンポジウム「日韓の教育改革の行方」が開催された。このシンポジウムは、「日中の教育課程改革の動向」（2007）、「日中韓の教育課程・教育評価改革の動向」（2008）に引き続き、これまでの議論をさらに発展・深化させることを目的として行われた（共催：日中教育共同研究センター、京都大学グローバルCOE「心が活きる教育のための国際的拠点」）。本学研究科の田中耕治教授・杉本均教授の司会のもと、昨年度にもご報告頂いたソウル大学の白淳根氏、文部科学省研究振興局局長の磯田文雄氏、また本学研究科の西岡加名恵准教授の3名に、韓国および日本で現在進められている教育改革・教育評価改革について、最前線のお立場からご報告を頂いた。会場には、大学教員、大学院生に加え、中小高等学校の教職員、一般の参加者など約70名の参加者が集まり、盛況となった。

2. 各先生方の報告



▶ご報告される白淳根氏

はじめに、白淳根氏によって、「韓国における教育改革の動向」をテーマとしたご報告がなされた。まず、韓国における初等・中等教育改革について「学校の満足度を2倍にし、私教育の費用は半分にする」という理念が紹介された。その理念のもと、高校多様化300プロジェクトや、大学入試の自律化、基礎学力の保障、児童・生徒に合わせる学校支援システムという具体的な取り組みが進められているという。背景には、教育条件による格差や経済的な格差がもたらす教育格差が拡大している現状があり、韓国では国家的な課題として認識されていることが示された。

大学教育改革については、大学、政府、企業が連携し、科学技術をもつ人材の生涯支援インフラの構築が進められているという。また、学生の能力・ニーズに合わせた大学プロジェクトやユビキタス大学システムの構築など、多様な人材を育てるための条件整備が進められている。

これらの改革を貫いているのは、人材大国建設のた

めの戦略・課題についての4つの点であるとされる。すなわち、1. 学校教育の自律性と多様性の拡大、2. 教育福祉拡大、3. 科学技術の発展、4. 世界水準の優秀人材の育成、である。

こうした政策を支えているのが、「教育ニュー・ディール政策」であり、政府が経済危機の状況にあっても、教育に積極的に投資することによって、最終的に景気の活性化に寄与することができるという考え方である。具体的には、教育環境の改善・Uラーニングの整備・教授学習プログラムの改善・実習活動の支援・雇用創出・教育リソースの整備・教科教室制の導入という側面をもつ「Support-Upプロジェクト」の推進が重要であるという。

このように、韓国の教育改革は、教育の自律化、先端化、国際化を大きな柱として推進されている。白氏は、韓国では経済と教育は不可分であり、教育の重要性が広く認識されていることを最後に強調されて、報告を締めくくられた。

続いて、磯田文雄氏によって、「日本における教育改革の動向」が報告された。磯田氏は、教育基本法改正までの主な教育改革の流れを説明されたのち、主に日本の教育改革の基軸を作ったとされる臨時教育審議会（昭和59年）以降の教育改革における特徴や論点を示された。



▶ご報告される磯田文雄氏

この臨教審の答申は、個性重視、生涯学習体系への移行、国際化・情報化への対応を中心的に扱うものであった。そして以降の改革の背景には、二つの大きな流れが存在しており、そのことが教育改革を複雑にしているとする。一つは、新自由主義の構造改革であり、学校教育においても「計画行政」から「市場原理」を取り入れる方向性や、「競争原理」に基づく「卓越性」の追及が進められるようになった。その中で、「市場の差別化」「顧客」といった考え方・経済理論が教育に導入されるという特徴や公立学校の不信、すなわち教職という専門性への不信も生まれてきたという。

もう一つの流れは、協力原理に基づく社会システムの構築である。これは、市場原理を導入するよりも、中央集権から学校に権限を与えることで、自主性・自律性を高め、学校の改善・改革を進めようというもの

である。このような中で、中央集権から都道府県や市町村の統制に変化しただけであり、本来の自主性・自律性の確立に結びついていないのではないかという論点や、平成の市町村合併や道州制のゆくえによって、各学校や地域での自主性を確立するための具体的な制度（学校評議員制度など）が必要なのではないかという論点が出てきている。さらに、民主的な学校づくりのためには、非営利組織、NPOなどの機能を社会に効果的に生かしていくことも必要であるという。

磯田氏は、教育基本法の改正についても、その特徴を端的にまとめられた。すなわち、改正基本法では、理念法から実定法へと転換され、教育目標・義務教育の目標、学校教育の役割といった教育内容にかかわる重要な規定が具体的に行われた。また、義務教育中心主義となり、国として小中学校段階の教育に責任を負うことが強調されたのである。

最後に磯田氏は、国民国家という概念が変容しようとしている現在、はたして国民国家的な概念で教育改革を推進すべきかどうかという根本的な視点から改めて考える必要性について言及され、ご報告を終えられた。

続いて、本学研究科の西岡加名恵准教授が「日本における教育評価改革の動向」というテーマで報告された。西岡氏は、「目標に準拠した評価」の意義を強調されたうえで、実行可能性や妥当性といった面では未だ課題があることを述べられた。こうした議論を踏まえて、ご自身が委員として関わっている「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ」での議論を中心に報告された。

議論の論点として、大きく以下の3つが挙げられた。

1. 「活用」をどのように位置づけるか、2. 「関心・意欲・態度」をどう捉えるか、3. 「評定」欄は必要なのかという点である。

第一の論点は、新学習指導要領での「習得」「活用」「探究」の学力像、とりわけ「活用」をどのように指導要録に位置づけるかに関わっている。しかし、現在の「活用」重視の方針は、全国学力・学習状況調査の「B問題」対策のように矮小化されて捉えられたり、“はいまわる活用”に陥ったり、あるいは的外れな評価が行われたりする危険性があることを指摘した。そのうえで西岡氏は、特に「活用する力」の評価のためには、「パフォーマンス課題」（リアルな文脈の中で、知識や技能を総合して使いこなすことを求めるような課題）を用いる有効性を示した。また、評価においては、ルーブリックと呼ばれる評価基準表の作成が必要であることを指摘し、こうした改革の必要性について述べられた。

第二の論点である「関心・意欲・態度」の評価は、さまざまな困難が指摘されている。そして、その原因として、この観点に含まれる「態度」には様々な内容が含まれているからだという議論があると指摘する。西岡氏は、もちろん「関心・意欲・態度」という言葉が表わす内容は、教育目標のなかでも重要なものではあるが、様々な教科や領域における指導が積み重なる中で、カリキュラム全体として育てるべきであり、個々の教科の観点として位置づけると混乱が生じてしまうと述べられた。



▶ご報告される西岡加名恵氏

第三の論点である「総合評定」の必要性については、入試の選抜には不可欠だという意見もある一方で、指導には生かしくなく、観点別評価を形骸化させてしまうとして不必要だとする意見もあるとする。そして、簡素化を目指すならば廃止する選択もあるのではないかと示された。

最後に、パフォーマンス課題やルーブリックを柱とした教育評価改革を進めるにあたっては、学校現場への様々な支援が必要であり、今後そうした支援の具体的な内容についても研究を深めていく必要があるとして報告をまとめられた。

3. 質疑応答と成果

報告後の質疑応答では、会場から多くの質問が寄せられた。白氏には、遂行評価政策に関わる条件整備や成果などについて、英語教育や大学入試制度についての質問などが寄せられ、韓国の状況をさらに深く知ることが出来た。磯田氏には、道州制や新自由主義の影響や格差問題についてなどの質問が寄せられ、教育改革の基盤となる論点について深められた。西岡氏には、パフォーマンス課題を中心とした評価改革について、条件整備や学習時間の問題などの具体的な問題を問う質問が寄せられ、学校現場での状況を踏まえた改革の必要性が改めて浮き彫りになった。



▶報告者と司会、通訳の方々

このように、本シンポジウムでの報告および質疑応答によって、先進的に進められている韓国の教育改革と日本における現在の教育改革とが共通した方向性や議論、課題を持っていることが明らかとなった。一方で、韓国、日本における独自の文脈や考え方によって、議論の内容や改革の進度、具体的な解決案には違いが生まれる点も興味深いものであった。今後も今回のシンポジウムを踏まえ、発展的な研究交流が進められることを期待したい。

(文責：赤沢 真世)